

下 総 第 1 7 1 2 号  
令和2年(2020年)10月29日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様  
同 大 賀 一 慶 様  
同 関 谷 博 様  
同 亀 田 博 様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和2年1月22日付け監査報告第3号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

## 監査の結果に基づき講じた改善措置

上下水道局経営管理課  
上下水道局北部事務所  
市民部生活安全課

### 上下水道局経営管理課

#### [指摘事項]

- (1) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の算定において、以下の不適切な取扱いが見受けられた。適正に事務処理されたい。
- ア 算定誤りにより本来徴収すべき額よりも多く徴収していた。所要の措置を講じられるとともに、同様の事例が発生することのないようチェックを強化されたい。
- イ 「電柱又は、電話柱を支えている支柱、支線類」の使用料について、減免申請書の提出を受けずに減免していた。

#### (改善措置状況)

- ア 1日分多く徴収していた使用料について、令和2年1月17日付けで還付処理を行った。
- また、使用料を算定する際には、今まで以上に正確を期すため、複数名でのチェック処理を徹底し、適正な事務処理を行うこととした。
- イ 令和2年度行政財産使用許可から、「電柱又は、電話柱を支えている支柱、支線類」についても減免申請書の提出を受け適正に減免処理している。

### 上下水道局北部事務所

#### [指摘事項]

- (1) 導水管、送水管、配水管及び給水管修繕待機業務（北部）の契約に当たり、見積依頼書に記載した相手方の決定方法とは異なる方法によって、契約の相手方を選定していた。見積依頼書には、相手方の決定方法として、提出された見積金額の中の最低金額を交渉基準額として、有効な見積書を提出した者と交渉の上、決定する旨が示されている。これは、上下水道局に同業務を円滑に実施するため多数の業者と契約を締結したい意向があることから、交渉基準額に同意する複数の業者と契約を締結するとの趣旨と思料する。しかしながら、実際の手続きでは、見積り合わせによって最低金額（3業者が該当）が決まった後に、その金額による交渉を行わず、最低金額を提示しなかったその他の業者と2回目の見積り合わせを行い、相手方を追加（最初の見積り合わせの最低金額と同額を提示した5業者を追加）

していた。あらかじめ示した方法により適正に手続きされたい。

また、業務の開始時間、終了時間等が仕様に指示されていない不備もあった。適正な契約事務を行われたい。

(改善措置状況)

令和2年度の見積り合わせにおいて、見積依頼書に記載した相手方の決定方法（提出された見積金額の中の最低金額を交渉基準額として、有効な見積書を提出した者と交渉の上、決定する方法）により契約の相手方を決定した。

また、業務の開始時間、終了時間等については、仕様書に記載して令和2年4月1日に契約を締結した。

市民部生活安全課

[指摘事項]

- (1) 下関中央霊園年間管理料は、市の方針として債権の区分を「私債権」とされ、「私債権」であれば地方自治法に基づく督促手数料及び延滞金を徴収できないが、所管課は、同管理料の未収金を徴収する場合にこれらを徴収している。同管理料の債権の区分に応じ、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

下関中央霊園年間管理料について平成30年度から市の方針として債権の区分を「私債権」として取り扱うこととし、平成30年4月1日以降、「非強制徴収公債権」として徴収した督促手数料及び延滞金は、不当利益に当たるとの見解とされたため、同日以降に支払われた督促手数料及び延滞金については、使用者へ還付することとなった。

これに伴い、該当する使用者に対し、令和2年2月19日付けで還付通知を行い、請求書の提出を受けた使用者より、順次、還付処理を行っている。

なお、令和2年度の同管理料の納入通知より、債権区分が変更となったことを盛り込み、督促定数料及び延滞金の欄は削除の上、使用者に請求する予定である。

- (2) 大谷斎場空調設備保守点検業務に係る契約事務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、一者選定による随意契約（以下「一者随契」という。）としていた。一者随契を選択したのは、当該業務の相手方となるべき者を「都市ガスの供給及び設備のメンテナンスができるガス事業者」とし、これを満たす業者は市内で唯一都市ガスを供給している業者のみとしたためである。しかしながら、当該業務は空調機器の保守点検業務であり、業務を遂行するにあたって、都市ガスの供給ができるガス事業者でなければならない理由は見当たらず、したがって、当該条項を適用して一者随契とする根拠はなく、入札による契約が適切であったと思料される。安易に

一者随契を行うことがないよう、関係法令等に基づき、適正な契約事務を行われたい。

(改善措置状況)

大谷斎場空調設備保守点検業務について令和2年度契約から、条件付き一般競争入札を実施し、令和2年4月1日付けで長期継続契約の契約締結を行った。